

岩手県告示第127号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨陸前高田市長から次のとおり通知があった。

平成31年2月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 陸前高田都市計画 今泉地区被災市街地復興土地区画整理地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成31年2月12日から同年10月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）